

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問3（情）第7号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表1に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年4月29日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

広島県で2020年10月、西部子ども家庭センターに一時保護された10歳代の子どもが施設で死亡し、県が設置した検証会議における資料全部（議事録・警察が検証会議に提出した資料・死亡原因・その他）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり決定を行い、令和3年6月28日付けで審査請求人に通知した。

(1) 行政文書部分開示決定

ア 対象文書

別表2のとおり（別表2の対象文書を総称して以下「本件対象文書」という。）

イ 不開示理由

条例第10条第1号、第2号、第3号及び第6号に該当

(2) 行政文書不開示決定（不存在）

ア 請求文書

警察が検証会議に提出した資料

イ 不開示理由

作成又は取得していないため

(3) 行政文書開示決定

対象文書

児童死亡事案に関する検証報告書

3 審査請求

審査請求人は、令和3年8月14日付けで、上記2(1)の行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書について個人情報を除き開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書、補正書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 部分開示でありながら、何も開示されていない。
- (2) 通知文100%が黒塗りで、知る権利を侵害している。
- (3) 条例にある県が県民に対しての説明する責務を全く果たしていない。
- (4) 担当課が独断で条例第10条第2項に該当すると判断しているが、検証会議を開いているのに、開示に関しては担当課の独断だけは矛盾している。
- (5) なぜ、子供の措置が行われた児童養護施設内で、子供が死亡した理由が分からない。
- (6) 委員長に〇〇弁護士を任命し、その他第三者も参加して検証会議が何度も持たれたのか分からない。こ家第50002号「警察が検証会議の提出した資料は無い」とあり、これは事件や事故性が無いと考えられる。よって、なぜ死亡したのか分からない。
- (7) なぜ、関係する大人たちが児童施設内での子供の死亡事案を食い止める

ことができなかつたのか分からない。

- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第61条に該当で開示ができない理由ならば、児童相談所の使命は子供の人権・生命を守るのが最優先事項のはずであり、法律を守るのが最優先事項である。
- (9) 子供の人権生命を守るのが最優先事項ならば、なぜ、児童養護施設で子供が死亡したのか。
- (10) 実施機関が独断と偏見で法律を引用して開示を拒否している。また慣行という行政の前例主義に基づいて開示の判断をしている。
- (11) 厚労省に問い合わせたら児童養護施設内で今回のような死亡記録は現在まで存在しないと回答をもらう。この事案は全国的に初めての事案である。
- (12) 平成28年12月15日中国新聞に県内の児童養護施設にて長期間、子供に対して不適切な処遇を行った記事。この事案は行政・施設等大勢の大人が関わっているのにもかかわらず、子供の意見を無視し、また不適切な処遇下に子供が置かれているにもかかわらず、適切な対応を誰一人取らなかった。集団で行われた子供への虐待である。今回の施設内での死亡と根本原因は同じである。
- (13) 平成28年の事案で行政は「児童がより安全で安心して生活できる環境になるよう取り組む」と文書を発行している。しかし、今回の事案（子供が死亡）は、より一層悪化した事案が発生した。これは行政が施設及び子供への指導・監督・処遇、何一つ長期間・適切に業務が行われなかった証である。
- (14) 行政の隠蔽主義が続く限り、子供たちの処遇が悪化の方向に進んでいる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

1 ヒアリングの内容

(1) 発言内容について

発言内容については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別さ

れるものであり、また法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもないため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、県の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによって子供の支援に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

(2) ヒアリング対象者について

ヒアリングの対象者については、担当者児童福祉司が含まれており、児童福祉司が担当する地区が決められているため、開示されると、地域が判明し、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

(3) 学校名について

学校名については、開示されると、地域が判明し、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

(4) 施設名について

施設名については、開示されることにより当該施設が特定され、当該施設の社会的評価や社会的信用を損ない、現在当該施設に入所している児童や児童の保護者に不安を与えるなど、適切な施設運営に支障を生じさせるため、条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

2 会議録

(1) ヒアリング対象自治体及び施設名について

ヒアリング対象自治体については、開示されると、地域が判明し、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、施設名については、開示されることにより当該施設が特定されるため、同条第3号に該当し、不開示が適当である。

(2) 項目及び発言内容について

発言内容については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

また、項目及び発言内容は会議運営を含めた情報となるため、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

3 西部こども家庭センター

(1) 担当者氏名について

担当者氏名については、担当者児童福祉司が含まれており、児童福祉司が担当する地区が決められているため、開示されると、地域が判明し、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

(2) 会議簿内容について

会議簿内容については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

(3) 各センターの入所措置児童の心理ケアについての内容について

各センターの入所児童の心理ケアについての内容については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、開示されることにより当該施設が特定されるため、同条第3号に該当し、不開示が適当である。さらに、こども家庭センターが当該児童への具体的な支援方法を含めた情報となるため、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

(4) 家庭裁判所調査官の報告書の内容について

家庭裁判所調査官の報告書の内容については、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第33条の規定により、開示できないと認められるため、条例第10条第1号に該当し、不開示が適当である。また、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

(5) 児童情報について

児童福祉法第61条の規定により、開示できないと認められるため、条例第10条第1号に該当し、不開示が適当である。また、児童情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、同条第2号に該当し、不開示が適当である。さらに、児童情報はこども家庭センター

の相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

(6) 内部システムのURLについて

内部システムのURLについては、こども家庭センターの運営を含めた情報となるため、条例第10条第6号に該当し、不開示が適当である。

(7) 家族情報について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第23条の規定により、条例第10条第1号に該当し、不開示が適当である。また、開示されると、特定の個人が識別されるおそれがあるため、同条第2号に該当し、不開示が適当である。さらに、こども家庭センターの相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

4 会議資料

(1) 児童情報について

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、こども家庭センターの相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

(2) 家族情報について

開示されると、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、こども家庭センターの相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

(3) 自治体名について

開示されると、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、こども家庭センターの相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

5 第2回会議資料

(1) 児童情報について

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、こども家庭センターの相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

(2) 施設情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。また、施設名については、開示されることにより当該施設が特定されるため、同条第3号に該当し、不開示が適当である。さらに、こども家庭センターの相談業務の運営に係る情報であり、同条第6号に該当し、不開示が適当である。

6 結論

以上のとおり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

令和2年10月31日、広島県西部こども家庭センター（以下「本件センター」という。）が児童養護施設に一時保護委託をしていた10代児童（以下「本児」という。）が、居室内で倒れているところを当該施設の職員に発見され、救急搬送された病院で死亡が確認された事案（以下「本件事案」という。）が発生した。

本件請求において審査請求人が求めているのは、本件事案の発生に伴い実施機関が設置した、本件事案の経緯や背景等の調査、検証を行い、再発防止のための必要な方策を検討する外部有識者を中心とした「一時保護児童の死亡事案に係る検証会議」（以下「検証会議」という。）における資料全部である。

実施機関は、本件請求に対し、検証会議が作成した「児童死亡事案に関する検証報告書」（以下「検証報告書」という。）を開示したほか、その他保有している行政文書として本件対象文書を特定し、その一部を条例第10条第1号、第2号、第3号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分のうち個人情報を除き全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の内容

本件対象文書は別表2のとおり、実施機関が「01ヒアリングの内容」、「02会議録」、「03西部こども家庭センター」、「04会議資料」及び「05第2回会議資料」に区分しており、それぞれの区分の行政文書には次の内容が記載されている。

ア 01ヒアリングの内容

検証会議において行われた、次の関係者へのヒアリングの内容が記載されている。

- (ア) 本件センター、市町、本児が一時保護委託された児童養護施設（以下「本件施設」という。）及び本児が通っていた学校の関係者
- (イ) 本件センターの管理職（所長、次長及び課長）、児童心理司、児童福祉司、医監及び法務専門員（弁護士）
- (ウ) 本件施設の施設長及び副施設長並びに本児が通っていた学校の校長、教頭及び担任教諭
- (エ) 本児の母

イ 02会議録

第1回から第6回までの検証会議における発言者、項目、発言内容等が記載されている。

ウ 03西部こども家庭センター

本件センターにおける判定会議録、判定会議資料、援助方針会議簿、家庭裁判所調査官報告書、児童記録票、本児の経過記録、行動観察表等、本件センターが保有している行政文書であり、本児及び本児の家族（以下「本児・家族」という。）に関する状況、本件センターの対応状況等が記載されている。

エ 04会議資料

検証会議に提出された資料で、本件センターが本事案に関してまとめた資料並びに市町、本件施設及び学校から提出のあった資料で、本児・家族に関する状況等が記載されている。

オ 05第2回会議資料

検証会議に提出された資料で、本件施設での事故等の状況等が記載されている。

(2) 本件対象文書の不開示部分

本件対象文書における、それぞれの区分の不開示部分及び不開示理由は次のとおりである。

ア 01ヒアリングの内容

(ア) 条例第10条第2号該当

本児・家族への対応状況、本件事案の経緯、他児童への対応状況、本児の母の意見、本件センターにおける勤務状況、本児の担当心理司名、本児の担当福祉司名、本件施設の職員名、本児が通っていた学校名及び本児が通っていた学校の職員名

(イ) 条例第10条第3号該当

本件施設名

(ウ) 条例第10条第6号該当

本児・家族への対応状況、本件事案の経緯、他児童への対応状況、本児の母の意見及び本件センターにおける勤務状況

イ 02会議録

(ア) 条例第10条第2号該当

本児・家族への対応状況、本件事案の経緯、本児が居住していた自治体名、本件事案に関する関係者への質問、本件事案に関する関係者からの回答、本件事案に関する委員の意見及び本件事案の内容に関する項目

(イ) 条例第10条第3号該当

本件施設名

(ウ) 条例第10条第6号該当

本児・家族への対応状況、本件事案の経緯、本件事案に関する関係

者への質問，本件事案に関する関係者からの回答，本件事案に関する委員の意見及び本件事案の内容に関する項目

ウ 03西部こども家庭センター

(7) 条例第10条第1号該当

本児・家族に関する履歴，本児・家族への対応状況，家庭裁判所調査官報告書，本児・家族の相談内容，本児・家族の回答内容，本児・家族の手紙，本児の本件施設での状況及び女性相談記録の内容

(4) 条例第10条第2号該当

本児の担当心理司名，本児の担当福祉司名，本児・家族に関する履歴，本児・家族への対応状況，他児童の心理ケア方針，家庭裁判所調査官報告書，本児・家族の相談内容，本児・家族の回答内容，本児・家族の手紙，本児の本件施設での状況及び女性相談記録の内容

(ウ) 条例第10条第3号該当

本件施設名

(エ) 条例第10条第6号該当

本児・家族に関する履歴，本児・家族への対応状況，他児童の心理ケア方針，家庭裁判所調査官報告書，本児・家族の相談内容，本児・家族の回答内容，内部システムURL，本児・家族の手紙，本児の本件施設での状況及び女性相談記録の内容

エ 04会議資料

(7) 条例第10条第2号該当

本児・家族に関する履歴，本児・家族への対応状況，本児が居住していた自治体名，本児が通っていた学校名，他児童に関する履歴，他児童への対応状況及び本児が通っていた学校に関する情報

(4) 条例第10条第3号該当

本件施設名

(ウ) 条例第10条第6号該当

本児・家族に関する履歴，本児・家族への対応状況，本児が居住していた自治体名，本児が通っていた学校名，他児童に関する履歴，他児童への対応状況及び本児が通っていた学校に関する情報

オ 05第2回会議資料

(ア) 条例第10条第2号該当

他児童への対応状況及び本児の居住していた自治体名

(イ) 条例第10条第3号該当

本件施設名

(ウ) 条例第10条第6号該当

他児童への対応状況及び本児が居住していた自治体名

(3) 本件対象文書の条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、前段部分において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則不開示としている。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示とするものである。

そして、第10条第2号本文後段部分において、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

まず、「本児・家族への対応状況」、「本件事案の経緯」、「他児童への対応

状況」、「本児の母の意見」、「本児・家族に関する履歴」、「本児・家族の相談内容」、「本児・家族の回答内容」、「本児の本件施設での状況」、「他児童に関する履歴」、「本児・家族の手紙」及び「女性相談記録の内容」について検討する。

これらの情報は、本児・家族又は他の児童の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと認められる。また、これらの情報が、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

また、部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、全体として他人には知られたいくないものと捉えることができるため、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除いて公にしたとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

次に、「本児の担当心理司名」、「本児の担当福祉司名」、「本件施設の職員名」、「本児が通っていた学校名」、「本児が通っていた学校の職員名」、「本児が居住していた自治体名」及び「本児が通っていた学校に関する情報」（これらを以下「担当心理司名等」という。）について検討する。

実施機関は、「担当心理司名等」を公にすると、担当心理司等が担当する地域等が判明し、特定の個人（本児・家族）が識別される旨を主張している。

条例第10条第2号本文中「他の情報」の範囲については、特定の個人と特別の関係のある者のみが有している情報を含むとすると、不開示情報の範囲は広範となり、個人に関する情報はほとんどが開示し得ないこととなりかねない。これは、県が県政に関し県民に説明する責任を全うするよう努めるといふ条例の趣旨と照らし合わせて適当ではない。

したがって、「他の情報」とは、原則として本児・家族と関わりのない第三者（以下「一般人」という。）が通常入手し得る情報と解すべきである。

ただし、一時保護児童の死亡という本件事案に係る情報は、その性質上、取扱いに特に配慮を要するものであって、本児・家族のプライバシーの保

護の必要性が相当に高いというべきである。

また、本児・家族にとって、検証報告書で明らかになっている事実関係の当事者であるという情報は、知られたくないものと考えられる。

このため、本件事案においては、本児・家族の知人等一定の範囲の関係者（これらの者を以下「関係者等」という。）が知り得る情報についても、「他の情報」に含まれると解すべきであって、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、関係者等が知り得る情報をも照合した場合に、個人を識別できる相当程度の可能性があるか否かについて判断するのが相当である。

そうすると、「担当心理司名等」が公にされた場合、関係者等が知り得る情報と照合することによって、本児・家族を識別することが可能であるといえることができる。

したがって、「担当心理司名等」は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものと認められるから、条例第10条第2号本文前段の不開示情報に該当する。また、これらの情報が、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(4) 本件対象文書の条例第10条第3号の不開示情報の該当性について

条例第10条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

「本件施設名」については、実施機関が公にしている情報ではなく、検証報告書においても公にされていない。この情報が公にされると、本件事案の性質上、本件施設の対応、運営等について様々な憶測を呼び、本件施設の社会的評価や社会的信用を損ない、現在本件施設に入所している児童や児童の保護者に不安を与えるなど、本件施設の適切な運営に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、「本件施設名」は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるから、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(5) 本件対象文書の条例第10条第6号の不開示情報の該当性について

条例第10条第6号は、「県の機関又は国（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

一般的に「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

本件対象文書は、本件事案に係る検証会議に関する資料であり、検証会議における検証の目的は、関係機関におけるこれまでの対応状況、本件事案の経緯や背景等の調査、検証を行い、このような事案が二度と起きないよう再発防止のための必要な方策を検討することとされている。

検証会議における検証結果をまとめた検証報告書は、本件事案の経緯、背景、課題、問題点、再発防止に向けた提言などが具体的に記載されているものであるが、検証の趣旨を損なわない範囲で、個人の特定がされないように配慮して作成されている。

まず、「本件事案に関する関係者への質問」、「本件事案に関する関係者からの回答」、「本件事案に関する委員の意見」及び「本件事案の内容に関する項目」（以下「本件調査内容」という。）について検討する。

これらの情報は、本件事案における検証会議が行った調査に関するものであり、これらの情報が公にされると、調査内容、手順、調査対象者の回答が明らかとなり、今後の別事案に関する調査への対策が講じられるなど、調査の実効性が損なわれるほか、委員間の率直な意見交換が行われなくな

るおそれがあると認められる。

したがって、「本件調査内容」は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

ただし、「本件調査内容」のうち、「02会議録」の「本件事案の内容に関する項目」には、検証報告書の目次や見出しに使われているもの、他の対象文書で開示しているもの、一般的な用語が使用されているものが見受けられ、これらの部分については、不開示とする理由は見当たらない。

このため、「本件事案の内容に関する項目」のうち、別表1に掲げる項目については開示すべきである。

次に、「本児・家族への対応状況」、「本件事案の経緯」、「他児童への対応状況」、「本児の母の意見」、「本件センターにおける勤務状況」、「本児・家族に関する履歴」、「他児童に関する履歴」、「他児童の心理ケア方針」、「家庭裁判所調査官報告書」、「本児・家族の相談内容」、「本児・家族の回答内容」、「本児の本件施設での状況」、「本児・家族の手紙」、「女性相談記録の内容」及び「本児が通っていた学校に関する情報」（以下「本件関係資料」という。）について検討する。

検証の目的を達成するためには、関係者へのヒアリングや本件対象文書の提出などにおいて、正確な事実を引き出し、確認する必要がある、これらの情報は、そのためにヒアリング行い、資料提供を受けたものである。

これら情報が公にされると、関係者との信頼関係を損なうこととなり、情報提供等の協力が得られにくくなるなど、今後の別事案の調査において、正確な事実の把握が困難となるおそれがあると認められる。

したがって、「本件関係資料」は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

最後に、「内部システムのURL」については、実施機関のシステムの情報を出力したものであることであり、「内部システムのURL」は、本件対象文

書の出力時に、同システムの構成を示す情報として表示されたものである。

こうした情報は、実施機関の内部管理情報であり、開示すると、情報ネットワークシステムに対する不正アクセスを容易にするなど、実施機関における当該システムの管理事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、「内部システムのURL」は、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(6) 結語

以上のことから、本件処分について、別表1に掲げる部分を除き、条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当するものとして不開示としたことは妥当であり、条例第10条第1号該当性については判断するまでもない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

当審査会において開示が妥当であると判断する部分

行政文書の件名	箇所	開示が妥当であると判断する部分
02-2第2回一時保護 児童の死亡事案に 関する検証会議	13ページ目	項目の項のうち2行目及び3行目の欄
	15ページ目	項目の項のうち2行目の欄
	16ページ目	項目の項のうち2行目の欄
	17ページ目	項目の項のうち8行目の欄
	19ページ目	項目の項のうち5行目の欄
02-3第3回一時保護 児童の死亡事案に 関する検証会議	8ページ目	項目の項のうち7行目の欄
	11ページ目	項目の項のうち3行目の欄
02-4第4回一時保護 児童の死亡事案に 関する検証会議	7ページ目	項目の項のうち4行目の欄
02-5第5回一時保護 児童の死亡事案に 関する検証会議	5ページ目	項目の項のうち2行目の欄
	10ページ目	項目の項のうち7行目の欄
	12ページ目	項目の項のうち3行目の欄
	14ページ目	項目の項のうち13行目の欄
	15ページ目	項目の項のうち5行目及び7行目の欄
	17ページ目	項目の項のうち3行目及び12行目の欄
	18ページ目	項目の項のうち5行目の欄
	19ページ目	項目の項のうち3行目の欄

別表 2

0 1 ヒアリングの内容

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
01-1 センター管理職へのヒアリング	部分開示	発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-2 センター児童心理司へのヒアリング	部分開示	ヒアリング対象者 氏名 発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-3 医監へのヒアリング	部分開示	発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-4 施設へのヒアリング	部分開示	施設名 ヒアリング対象者 氏名 発言内容	条例第 10 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号
01-5 学校へのヒアリング	部分開示	学校名 ヒアリング対象者 氏名 発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-6 保護者へのヒアリング	部分開示	発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-7 センター児童福祉司へのヒアリング	部分開示	ヒアリング対象者 氏名 発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-8 法務専門員（弁護士）へのヒアリング	部分開示	発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
01-9 保護者へのヒアリング	部分開示	発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号

0 2 会議録

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
02-1 第 1 回一時保護児童の死亡事案に関する検証会議	部分開示	ヒアリング対象自治体及び施設名 質問、回答及び意見	条例第 10 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号
02-2 第 2 回一時保護児童の死亡事案に関する検証会議	部分開示	項目及び発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
02-3 第 3 回一時保護児童の死亡事案に関する検証会議	部分開示	項目及び発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
02-4 第 4 回一時保護児童の死亡事案に関する検証会議	部分開示	項目及び発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
02-5 第 5 回一時保護児童の死亡事案に関する検証会議	部分開示	項目及び発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号
02-6 一時保護児童の死亡事案に関する検証会議	部分開示	項目及び発言内容	条例第 10 条第 2 号及び第 6 号

03 西部こども家庭センター

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
03-1 判定会議録 (No. R2-9)	部分開示	担当者氏名 会議簿内容	条例第10条第2号及び第6号
03-2 判定会議録 (No. R2-30)	部分開示	担当者氏名 会議簿内容	条例第10条第2号及び第6号
03-3 援助方針会議簿	部分開示	会議簿内容	条例第10条第2号及び第6号
03-4 児童福祉法	開示		
03-5 地方自治法	開示		
03-6 各センターの入所措置児童の心理ケアについて	部分開示	内容 施設名	条例第10条第2号、第3号及び第6号
03-7 家裁調査官報告書	部分開示	報告書の内容	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-8 児童情報1	部分開示	児童情報 担当者氏名 内容	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-9 児童情報2	部分開示	児童情報	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-10 児童情報3	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-11 児童情報4	部分開示	児童情報	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-12 児童情報5	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-13 児童情報6	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-14 児童情報7	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-15 児童情報8	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-16 児童情報9	部分開示	児童情報 担当者氏名 内部システムのURL	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-17 児童情報10	部分開示	児童情報 担当者氏名 内部システムのURL	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-18 児童情報11	部分開示	児童情報 内部システムのURL	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-19 児童情報12	部分開示	児童情報	条例第10条第1号、第2号及び第6号
03-20 児童情報13	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第10条第1号、第2号及び第6号

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
03-21 児童情報 14	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-22 児童情報 15	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-23 児童情報 16	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-24 児童情報 17	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-25 児童情報 18	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-26 児童情報 19	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-27 児童情報 20	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-28 児童情報 21	部分開示	児童情報 担当者氏名	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-29 家族状況	部分開示	家族情報 内部システムの URL	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-30 行動観察表	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-31 生育歴・家族歴	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-32 一時保護所での様子	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-33 業務概要	開示	—	—
03-34 センターの組織	開示	—	—
03-35 手紙	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号
03-36 女性相談記録	部分開示	家族情報	条例第 10 条第 1 号, 第 2 号及び第 6 号

04 会議資料

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
04-1 こどものケアに関する各機関の関わりについて	部分開示	児童情報 家族情報 自治体名	条例第 10 条第 2 号及 び第 6 号
04-2 母のケアに関する各機関の関わりについて	部分開示	児童情報 家族情報 自治体名	条例第 10 条第 2 号及 び第 6 号
04-3 出身地域資料 1	部分開示	児童情報 家族情報	条例第 10 条第 2 号及 び第 6 号
04-4 出身地域資料 2	部分開示	児童情報 家族情報	条例第 10 条第 2 号及 び第 6 号
04-5 施設資料 1	部分開示	児童情報 施設情報	条例第 10 条第 2 号, 第 3 号及び第 6 号

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
04-6 施設資料 2	部分開示	児童情報 施設情報	条例第 10 条第 2 号, 第 3 号及び第 6 号
04-7 学校資料	部分開示	児童情報	条例第 10 条第 2 号及 び第 6 号
04-8 アドボケイトに関 する資料	開示	—	—

0 5 第 2 回会議資料

行政文書の件名	対応	開示しない部分	適用条項
05-1 児童養護施設で の事故等について	部分開示	児童情報 施設情報	条例第 10 条第 2 号, 第 3 号及び第 6 号
05-2 ホームレス生活 保護	開示	—	—
05-3 生活保護制度に ついて	開示	—	—
05-4 被保護	開示	—	—

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年11月26日	・ 諮問を受けた。
令和 4 年 8 月25日 (令和 4 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 9 月22日 (令和 4 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年10月31日 (令和 4 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年11月17日 (令和 4 年度第 8 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年12月22日 (令和 4 年度第 9 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授